

滝沢市工場等設置奨励条例

(目的)

第1条 この条例は、滝沢市の区域内における工場等の新設及び拡充を奨励することにより、産業の振興と雇用の促進を図り、もって市勢の振興と地域経済の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 物品の製造若しくは加工の事業、卸売の事業、貨物運送の事業又は特定事業（総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所）の用に供する施設をいう。
- (2) 新設 市の区域内に工場等を有しない者が、市の区域内に工場等を設置することをいう。
- (3) 拡充 市の区域内に工場等を有する者が、当該工場等の工場等用の建物を増築し、若しくはその設備を増強し、又は市の区域内に新たに工場等を設置することをいう。
- (4) 工場等用建物 工場等用の建物及び附属設備で固定資産税の課税客体となるもののうち直接第1号に規定する事業の用に供されるものをいう。
- (5) 償却資産 構築物、機械及び装置その他の規則で定めるもので固定資産税の課税客体となるもののうち直接第1号に規定する事業の用に供されるものをいう。
- (6) 投下固定資産 新設又は拡充に係る工場等用建物及び償却資産をいう。
- (7) 新規雇用者 新設又は拡充を行った工場等に新たに雇用された者で、第1号に規定する事業に係る業務に直接従事し、常時雇用されるものをいう。
- (8) 盛岡西リサーチパーク 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）附則第5条第1項第3号に規定する業務の用に供する滝沢市大釜風林地内の土地をいう。
- (9) 特定区域 特定区域における産業の活性化に関する条例（平成18年岩手県条例第18号）第2条第1号に規定する地域をいう。

(便宜供与)

第3条 市長は、工場等の新設又は拡充を行う者に対し、必要に応じ、工場等用地の取得、用水及び電力の確保、労務の充足、資金の調達等のあっせん協力を行うほか、工場等用地、道路その他関連施設の整備に努めるものとする。

(奨励措置)

第4条 市長は、新設又は拡充を行った工場等の設置者に対し、次の各号に掲げる措置（以下「奨励措置」という。）を講ずることができる。

- (1) 固定資産税の課税免除及び不均一課税
- (2) 雇用奨励金の交付
- (3) 利子補給金の交付

（固定資産税の課税免除及び不均一課税）

第5条 新設又は拡充に係る工場等で投下固定資産の取得価格の総額が一決算期間（当該決算期間が、1年を超える場合にあっては1年、1年未満である場合にあっては1年の範囲内で市長が認定する期間。以下同じ。）内において2,000万円以上のものについては、固定資産税が最初に賦課される年度から3年度の間、当該投下固定資産及び当該工場等用建物の敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該工場等の建設の着手があった場合における当該土地に限る。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。以下同じ。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。ただし、当該工場等が特定事業の用に供するものであり、かつ、盛岡西リサーチパーク内に設置されるものを除き、当該事業に直接従事し、常時雇用される者が新設の場合にあっては6人以上、拡充の場合にあっては3人以上のものに限る。

2 前項の適用を受けるもののうち、平成20年1月1日から平成28年3月31日までの間において特定区域内に新設又は拡充する製造業の工場等で、投下固定資産の取得価格の総額が一決算期間内において5,000万円以上のものについては、前項適用後の2年度の間、当該投下固定資産及び当該工場等用建物の敷地である土地に対して課する固定資産税の税率は、滝沢市税条例（昭和38年滝沢村条例第28号）第62条の規定にかかわらず、100分の0.7とする。ただし、拡充の場合にあっては当該事業に直接従事し常時雇用される者が5人以上のものに限る。

（雇用奨励金の交付）

第6条 次の各号に掲げる要件に該当する工場等については、雇用奨励金を交付する。

- (1) 工場等が新設又は拡充に伴って操業又は営業を開始した日（以下「操業等開始日」という。）から起算して1年を経過した日において引き続き6か月以上市の区域内に住所を有する新規雇用者で当該操業等開始日から起算して1年以上引き続き雇用された者（以下「市内居住新規雇用者」という。）を、新設の場合にあっては6人以上、拡充の場合にあっては3人以上雇用していること。
- (2) 投下固定資産及び工場等用建物の敷地である土地の取得価格の総額が、新設の場合にあっては5,000万円以上、拡充の場合にあっては2,500万円以上であること。

2 前項の雇用奨励金の額は、市内居住新規雇用者1人につき、新設の場合にあっては10万円、拡充の場合にあっては5万円とする。ただし、その額は、当該工場等の新設又は拡充1件につき2,000万円を限度とする。

(利子補給金の交付)

第7条 工場等の新設又は拡充の用に供する土地の取得又は造成（当該工場等の操業開始日までの設置のための取得又は造成に限る。）に要する資金に充てるために、金融機関等から借入れを行った場合には、次の各号に掲げる要件に該当する工場等については、利子補給金を交付する。

(1) 常時雇用される者を新設の場合は6人以上、拡充の場合は3人以上雇用していること。

(2) 工場等の新設又は拡充に係る投下固定資産及び工場等用建物の敷地である土地の取得価格の総額が2,000万円以上であること。

2 前項の利子補給金の額は、操業開始日以降の最初の利子の支払日又は元金償還日の翌日から3年間の期間（以下「借入期間」という。）、当該借入金の利率のうち2.5パーセントの割合で計算した額を限度とする。この場合において、借入金が2億円を超えるときは、借入金を2億円として計算する。

3 当該土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該工場等の建設に着手があった場合における当該土地に限る。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

(指定等)

第8条 奨励措置を受けようとする者は、規則の定める期間内に、市長に対し奨励措置の適用工場等の指定（以下「指定」という。）の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第12条に規定する滝沢市工場等設置奨励委員会の意見を聴いて指定を行うものとする。

3 指定を受けた者は、奨励措置を受けようとするときは、規則で定める期間内に、市長に対し奨励措置を申請しなければならない。

(届出の義務)

第9条 指定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 所在地若しくは住所、商号又は氏名若しくは代表者を変更したとき。

(2) 当該工場等が事業を廃止又は休止、一部休止若しくは縮小したとき。

(指定の承継)

第10条 相続、合併等により指定を受けた者に変更が生じたときは、当該工場等の事業の承継人は、

速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があったときは、当該承継人を引き続き第8条の規定による指定を受けたものとみなす。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は奨励措置を停止し、若しくはその内容を変更することができる。

- (1) 当該工場等が事業の廃止又は休止、一部休止若しくは縮小したとき。
- (2) 当該工場等が第5条、第6条第1項又は第7条第1項に規定する要件を欠いたとき。
- (3) その他この条例の趣旨に違反したとき。

- 2 市長は、不正の行為により指定又は奨励措置を受けた者に対しては、その指定又は奨励措置を取り消すほか、当該行為により免れた固定資産税を追徴し、又は既に交付した雇用奨励金及び利子補給金の返還を命ずることができる。

(滝沢市工場等設置奨励委員会の設置)

第12条 第8条第2項に規定する事項及び企業誘致に関する重要事項を審議するため、滝沢市工場等設置奨励委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第13条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 商工関係者
 - (3) 農業関係者
 - (4) 行政関係者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の委員長及び副委員長)

第14条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己が設置する事業所又は自己が代表者若しくは役員である法人の設置する事業所に関する事件については、その議事に加わることができない。

(専門委員)

第16条 委員会は、諮問事項の審議のために必要と認めるときは、その議決により当該事項に関する専門調査を行わせるため、専門委員を置くことができる。

(奨励措置の見直し)

第17条 この条例による奨励措置について、3年を超えない範囲内ごとに効果及びあり方について検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、工場等の設置の奨励等に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、委員会の運営、議事等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月15日条例第30号)

この条例は、平成13年2月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月20日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その

他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月21日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月18日条例第11号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第49号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第50号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。